

山鹿市民医療センター利益相反ポリシー

1 目的

山鹿市民医療センター（以下「病院」という。）は、先進的な医療を行うとともに、日常の診療活動や医学研究によって得られた知見や成果を医療において実践し、さらに、それらを社会に公表し、還元することによって、広く医学医療の発展に寄与することを目指している。

このような活動は、利潤追求を目的とする企業としばしば接点を持ちつつ行われるものであり、また一方で病院又は職員と企業とが目的と役割の相違を越えて、互いの立場を尊重しながら協力し合う連携活動によって、目的を達成することができる。しかしながら、このような関わりにおいては、いわゆる利益相反が生じうる。したがって、職員は日常の業務において、利益相反が不可避に発生することを十分に認識し、適切に対応することが求められる。

このポリシーの目的は、利益相反に関する基本的な考え方を策定することにより、病院において診療や研究に携わる職員が、利益相反の理念を明確に理解した上で、職務を公正かつ積極的に推進できる環境を整備することにある。

2 利益相反の定義

「利益相反」とは、外部との経済的な利益関係等によって、医学研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。公正かつ適正な判断が妨げられた状態としては、データの改ざん、特定企業の優遇、研究を中止すべきであるのに継続する等の状態が考えられる。

「経済的な利益関係」とは、研究者が、所属機関以外との間で給与等を受け取るなどの関係を持つことをいい、給与の他に、サービス対価（コンサルタント料、謝金等）、産学官連携活動に係る受入れ（受託研究、技術研修、研究助成金受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等）、株式等（株式、株式買入れ選択権（ストックオプション）等）、及び知的所有権（特許、著作権及び当該権利からのロイヤリティ等）を含むが、それらに限定はされず、何らかの金銭的価値を持つものはこれに含まれる。なお、公的機関から支給される謝金等は「経済的な利益関係」には含まれない。

本ポリシーの対象者は、研究を行う職員とするが、その職員の配偶者及び一親等内の親族についても、利益相反が想定される経済的な利益関係がある場合には対象とする。

3 利益相反管理の基本的な考え方

利益相反は産学官連携に伴い日常的に生じ得る状況にあり、利益相反状態が生じることは避けられないものである。産学官連携を委縮させることなく、組織及び個人の利益に関して透明性を確保し、問題の生じる可能性のあることについて事前に予防措置をとりえる利益相反管理体制を構築し、病院の社会的信頼を確保する。

4 利益相反への対応

病院は、組織及び個人の利益相反行為の防止と、万一生じた利益相反行為の解決に対応するため、本ポリシーを定めるとともに、利益相反管理体制を構築し、別途「利益相反管理規程」を策定して利益相反に係る情報収集、啓発活動及び相談対応等を実施することを病院内外に明示する。

5 見直しの実施

国内外の経済社会情勢の変化、企業との連携活動の態様の変化、利益相反問題の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施する。

令和8年3月1日制定